

2013年（平成25年）3月26日

東京地方裁判所

所長 岡田 雄一 殿

東京弁護士会
会長 齋藤 義房

第一東京弁護士会
会長 横溝 高至

第二東京弁護士会
会長 橋本 副孝

東京三弁護士会
地域司法計画策定協議会
委員長 井元 義久

東京簡易裁判所新宿出張調停制度についての意見書

第1 意見の趣旨

新宿での現地調停制度は市民の利便性に資するので、本格実施あるいは一定の調査が行われるまで試行を継続すべきである。

第2 意見の理由

1 現状

新宿での現地調停制度が平成22年1月から開始され3年以上が経過した。その間、対象区も6区から10区に拡大され（平成24年2月）、平成24年からは増減はあるものの約10件程度係属している。

また、現在、対象事件のうち旧6区については申立人の27%程度の利用者が新宿での調停を希望し、新たに対象地域とされた申立人のうち15%程度が新宿での調停の利用を希望している。

これらを踏まえて、今後の新宿での現地調停を継続すべきか否か検討する。

2 評価にあたって

新たに加わった4区については新宿までの距離と錦糸町の距離が同程度の地域も含まれるため利便性の点で利用率が下がることは当然予想されることである。また、新宿での調停の対象地域となって1年程度であることから公知性の点で問題もあり、若干、旧6区に比べ利用率が低くなることは予想されることではある。したがって、ここでは旧6区の希望する利用者の率（以下「希望率」という）である25%程度の利用率を基に新宿での現地調停に対する市民のニーズを評価したい。

3 新宿で現地調停の希望

新宿での現地調停の希望率を検討するにあたって、まず、暗数とも言うべき数字を把握しなければならない。

すなわち、自己の主張の正当性を過度に信用し相手方がすぐに調停に応ずると考える利用者、あるいは、早期解決を望み一回目の調停での解決を望む者などは、現行制度の下では申立時にそもそも新宿での現地調停を望まない。したがって、これら利用者は、第一回目が錦糸町で行われる現行制度の下では錦糸町か新宿の選択以前の問題として利用を考えておらず利用率の母数としてはこれを除いて新宿での現地調停の希望率を判断しなければならない。

ところが、これら実質的な希望率を把握することを目的とした調査はこれまで行ってこなかった。したがって、他の調査から推測するしか方法はないが、弁護士会が平成22年12月行った「新宿における東京簡裁の民事出張調停に関するアンケート」によれば、第一回の期日を新宿でできないため新宿での現地調停を利用しないとする回答が回答数88名中76名、86%の割合でいたこと(Q3)、簡裁調停員に対する平成22年10月実施のアンケートでも新宿での調停利用率が低い原因について187名中56名(30%程度)が一回目から新宿で行えないことを理由としているなどの事実を勘案すると、普段、調停制度を利用していない市民の多くが調停は一回で終わるだろうと考え第一回の開催が錦糸町で行われることから最初から新宿での開催を求めないという選択をしていると思料される。

その割合であるが、前述したとおり現在まで調査しておらず、直ちに判断できないが、前記各アンケート結果からして相当多くの市民が第一回開催場所にこだわっていると考えられる。そうとすれば、新宿での調停の希望率が25%を上回るということは、調停制度を利用しようとする者のうち、一回で終わるなどと考え新宿希望を実際回避する者を除けば、過半数を超えるとも考えられ、新宿での調停を希望する利用者の率は決して低い数字と評価することはできない。

できれば、新宿での調停を申し立てることができる利用者に対し、何故、新宿での調停を希望しなかったかについてアンケートをすれば、実際の利用率が明確となる。

4 新宿調停の継続の必要性

新宿での調停には前述したとおり第一回目を錦糸町で行わなければならないこと、週一回木曜日しか開催されないこと、申立人にとって相手方の同意を必要とすること、新宿での現地調停を行う場所が駅から遠く必ずしも良い場所ではないことなど制度上・運用上の問題点があることは事実である。それにもかかわらず、前述したとおり25%を超える利用対象者が新宿での調停を希望している事実を考えると、前述したアンケートを実施し新宿か錦糸町かを実際選択しようとした人のうちどの程度が新宿を選択したかを把握するとともに今後も利用率の増加を求めながら新宿での現地調停を継続すべきと考える。

すなわち、具体的に述べれば、前述した観点から第一回目が錦糸町で行われること等、新宿での現地調停がかかえる制度上・運用上の問題点を勘案するとき、新宿での調停を当然のように選択しない利用者を除き、利用対象者の30～40%程度が新宿での現地

調停を希望した場合本格実施に向けて開催回数を増加させること、調停場所の改善など改めて制度・運用の改善を図るなど検討していくべきと考える。

5 結語

東京三弁護士会としては、司法制度改革の趣旨からして、新宿での本格実施を早期に実現すべきと考えているが、少なくとも、實際上、新宿か錦糸町かを選択する利用者のうちどの程度の割合の方が新宿を選択しているかを把握するまで試行を続け、その割合によっては直ちに本格実施すべきと考える。併せて、新宿での調停が利用しやすい制度・運用となるよう環境整備も併せて実現するよう協議すべきである。

以上